

■一級河川由良川下流圏域河川整備計画事前協議結果

資料①-2

NO.	ページ	協議先	意見の要旨	対応
1	全般	福知山市	原案の整備計画対象の本市内6河川では、長年甚大な水害が発生しており、改修要望の特に強い河川であることから、整備計画対象区間の1日も早い改修を切望する。	整備計画対象区間の改修を推進し、早期完了を目指したい
2	全般	近畿経済産業局	特段の意見はありません。ただし、当該河川を水源としている長田野工業用水事業の運営に支障なきようご留意下さい。	由良川本川からの取水であり影響は軽微であるが、相長川合流地点の対岸であるため、相長川改修時には、特に濁水を流下させないよう注意を払う。
3	8	文化環境部 (環境・上下水道部局) 環境管理課	【なお、圏域の環境基準の類型指定はすべてA類型で…】 類型指定は圏域の全体を指定している訳ではなく、河川ごとに指定しているので、記述は不適当。	環境基準点毎であることを記載する必要があるため、記載する。
4	8	文化環境部 (環境・上下水道部局) 環境管理課	【また、河川に生息する生物の状況から判断される生物学的水質階級は、4段階評価のうち上位2階級の評価の対象となっている】 生物学的水質階級の判断根拠が不明で、後半の階級の記述の確認ができない。	「環境省が実施する全国水質生物調査の階級指標」であることを記載する。
5	4 10	文化環境部 (環境・上下水道部局) 水環境対策課	【1.3 河川整備計画の目標に関する事項】 【1.3.3 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標】 福知山市公共下水道において、弘法川流域(厚中区)の浸水対策事業(貯留施設)を10年確率(55mm)対応で実施している。弘法川については、民家浸水被害を解消する河川として、計画対象河川の選定には入らないのでしょうか。	市の浸水対策事業(貯留施設)については、p4「(1)治水事業の経緯」に追記する。なお、弘法川については、西川合流点まで10年確率対応で整備済みであり、市の浸水対策事業実施区域は、整備済みの区間の流域であることから問題ないとする。また西川合流点より上流については、未整備であるものの、平成16年台風23号による民家浸水被害が発生しなかったことから、計画対象河川としていない。
6	9	文化環境部 (環境・上下水道部局) 自然環境保全課	【国定公園(「1.2.3河川環境に関する現状と課題」)の項:11行目】 P2の9行目は公園名が明記されているため、その記載にあわせて、「丹後天橋立大江山国定公園」としたほうが明確である。	意見のとおり修正する
7	11	農林水産部	【1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標】 また、堰や落差工により魚類等の縦断方向の連続性が損なわれている箇所については魚道整備等を必要に応じて検討し、～ →検討にあたっては、即設の農林水利施設の機能に支障がないよう配慮されたい	施工に当たっては、農業水利施設の機能に支障がないよう配慮を行う。
8	12～		【2.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所】 下記7河川における河道整備と河道拡幅等の実施について (1)八戸地川 p11 (2)宮川 p13 (3)牧川 p15 (4)和久川 p17 (5)相長川 p21 (6)大砂利川 p23 →実施にあたっては、既設の農業水利に支障が生じないよう配慮されたい	施工に当たっては、農業水利施設の機能に支障がないよう配慮を行う。
9	2	建設交通都市計画課	【圏域及び河川の概要】 京都府下→京都府内	意見のとおり修正する
10	10	建設交通都市計画課	【洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標】 他の計画には整備目標を明確に記載していますので、本計画でも記載すべきと思われます。	整備目標として、「平成16年台風23号洪水と同規模(概ね10年に1回程度で発生する降雨規模)の洪水を安全に流下させることを目指す」と明記し、修正する。
11	11	建設交通都市計画課	【河川環境の整備と保全に関する目標】 「景観に配慮した河川整備に努める」とされているが、p11の河川工事では景観に関する整備方針は示されていないので、必要な箇所については景観に配慮した工事となるよう調整されたい。	国定公園や、雲原砂防施設群等特に配慮すべき景観を有する地域は、個別河川の改修区間にはないため、2.1.8の「局所的な改良工事等について」に記載している。
12	12～	建設交通都市計画課	【河川工事の目的、種類及び施工の場所】 「みお筋」の表示については、他の計画と整合されたい。計画流量配分図の表示方法については、桂川計画と整合されたい。	「計画流量配分図」は改修区間を示しわかりやすい表現に修正する。
13	27	建設交通都市計画課	【文化的景観】 ここでいう文化的景観とは具体的にどのようなものを指すのかが不明確。京都府選定文化的景観と混乱するおそれがある。	ここでは雲原砂防施設群をはじめとする、地域における人々の生活や風土により形成された景観をさしてあり、文化財保護法に規定する「文化的景観」と同義で使用している。
14	5	建設交通砂防課	【表-2について】 ・2004年までの記載ですが、平成21年8月の大雨による被害等は「既往水害」に該当しないのでしょうか。床上・床下の浸水被害棟数では、平成7、10、11年を上回っています。 ・福知山河川国道事務所の資料としているが故に、由良川本川を中心とした『既往水害』となっているのではないのでしょうか。	圏域全体の水害状況は由良川本川の水害状況で代表されることから、国交省の一覧表を使用している。そのため、表題を「由良川本川における主な既往水害一覧」と明記する。 なお、平成21年8月の大雨は、牧川流域に卓越した降雨があり、圏域の西部で浸水被害が発生したが、由良川本川は指定水位以下であったため、追記はしない。
15	6	建設交通砂防課	【15行目「このように…」の『この』は何を指しているのか。】 ・本頁の『この』の全段部分は平成16年の台風第23号における降雨や被害の状況が説明されている一方で、文章としては平成16年の台風第23号以前の『度重なる洪水』を指しているように思えます。	『この』で指す内容が過去の主要洪水であることが分かるように本文の記載を修正する。
16	6	建設交通砂防課	【「(2)治水に関する現状と課題」について】 ・桂川下流圏域の河川整備計画には、『雨水の流出抑制対策』について言及されているが、本計画にはそれに関する記述がない。『雨水の流出抑制対策』や『森林等の保水力の向上』といった総合的な治水対策について、言及する必要はないのでしょうか。	『雨水の流出抑制対策』については、P4に追記する。 『森林等の保水力の向上』については、「3.4 由良川下流圏域の健全な水環境に向けた取り組み」において記載している。
17	9	建設交通砂防課	【14行目「民家浸水被害」→「建物浸水被害」に修正すべきではないか。】 ・『民家』は、いわゆる『住宅』に限定したとらえ方が一般的と考えます。 ・『事業所』や『店舗』等を含む『建物』全般の浸水被害を解消しようとしているのではないのでしょうか。	目標設定として、浸水被害の解消は『民家』のみとしている。
18	11 ～ 24	建設交通砂防課	【河川整備の実施の中での『河道整備』という言葉の使い方について】 ・一般的に『河道整備』というと、『築堤、河道拡幅、河床掘削』等の総称として使用される傾向にあると思われる。 ・しかし、本計画では、『築堤』等の具体的な整備手法のみが列挙されている河川や、具体的な整備手法と『河道整備』という言葉が同列で記載されている河川があり、一貫性が図れておらず、結果として整備内容が分かりにくくなっているように思える。	「河道整備」を用いた以下の箇所を修正する。 ・P11 八戸地川 ・P13 相長川 「放水路による河道整備」→「付替え河川整備」
19	25	建設交通砂防課	【11行目「生殖環境」→「生息・繁殖環境」に修正すべきではないか。】	意見のとおり修正する
20	26	建設交通砂防課	【9行目「水位情報周知河川」→「水位周知河川」に修正願いたい。】 ・平成19年から左記のとおり用語の改善を行っているため。	意見のとおり修正する

本文変更し、対応
本文以外で対応
特に対応なし